

# 彙報

新事業の多くを有する本會の爲に一臂の努力を寄與せられることを希望して已はないのである。

## ◎本會理事の榮轉と理事の増補

本會の庶務部主任理事であつた、内務省土木局長長岡隆一郎氏は、客月十五日付を以て社會局長官に榮轉せられた、大正十二年十一月二十二日本會理事として就職せられて以來、會務の促進に尠ながらず盡力され、殊に本會の採つた道路改良費豫算全廈の反對運動には、その立場をも念頭に置かず、本會の爲に盡力せられたことは、吾人其の意氣に多大の敬意と感謝の辭を呈するのである。今回社會局長官の榮位に就かれても、本會理事として留任を希望したので會長より特に依頼する所があつたが、幸に快諾を得たのは本會の満足する所である。

新任土木局長堀切善次郎氏に本會庶務部主任理事を依嘱して其の快諾を得た、同氏は都市計畫局長として其の令名を謳はれ、頭腦明晰才氣喚發なる點に於て、長岡氏と相並んで廳内の中つ子である、専任職務である都市計畫の外に選舉法改正問題やら貴族院改革問題の職務に孰掌せらるる尙餘裕綽々の慨がある、どうか其の餘裕を本會會務の爲に分譲せられ、

## ◎本會理事會開會

十二月二十二日午後五時より麴町區丸ノ内保險協會に於て本會理事會を開いた、水野會長始め、内田堀田兩副會長、山田、松木、比田、長岡、中川、和田、岡野、木原、池田、佐上及牧理事出席し、先づ長岡理事は社會局長官に堀切善次郎氏は内務省土木局長に任官の挨拶があつた、水野會長は長岡氏に理事留任を、又堀切氏には理事に就任の依頼を爲し兩氏の快諾を得て之を理事會に報告し、當日の議題である

### 一 道路改良費豫算の經過に關する件

### 二 本會支部規程改正に關する件

を附議し、田中幹事より詳細説明したが、何れも原案を可決

し後東洋軒食堂に於て晚餐會を催し、這般の行政整理に依つて勇退された近京都府土木課長、清水埼玉縣土木課長を招待し、永年の勞を謝する所があつて、各自胸襟を開いて談笑の裡に散會した、因に支部規程改正準則は左の通りである。

### 道路改良會支部規程準則

第一條 本支部ハ道路改良會 支部ト構ス

**第二條** 本支部ハ道路改良會ト聯絡シテ我國道路ノ改良發達ヲ圖ル  
ヲ以テ目的トス

**第三條** 本支部ハ事務所ヲ  
ニ置ク

**第四條** 本支部ハ第二條ノ目的ヲ達スル爲支部評議員會ノ決議ヲ經  
チ毎年其ノ事業ヲ定ム

**第五條** 本支部ハ左ノ會員ニ依リ組織ス  
府縣内ニ住所ヲ有スル本會ノ贊助員及通常會員

支部名譽會員 金百圓以上ヲ支部ニ寄附シタルモノ

支部特別會員 支部評議員會ニテ推薦シタルモノ

**第六條** 支部ニ支部顧問、支部評議員若干名、支部長一名、副支部長  
二名ヲ置ク

支部評議員ハ總會ニ於テ選舉シ支部顧問、支部長副支部長ハ評議員  
會ニ於テ互選ス

第七條 支部評議員會ハ支部長之ヲ召集シ重要事項並ニ會員總會附  
議事項ヲ議決ス

**第八條** 支部會員總會ハ毎年一回之ヲ開キ事業並ニ會計報告ヲナス

**第九條** 本支部會員ハ本會開設ノ講習會講演會ニ出席シ本會發行ニ  
係ル雑誌ノ配布ヲ受クルモノトス

前項以外ノ印刷物ハ實費ニテ配布ヲ受クルコトナ得

**第十條** 本支部ハ會員ノ會費及寄附金ヲ本會ニ納付スル義務アルモ

ノトス

本支部ノ經費ハ前項ニ規定スル會費ノ二割及寄附金ノ三割ヲ以テ  
之ニ充ツ

### ◎道路工事費受益者負擔規程の調査

道路工事費の財源乏しき我國に於ては、賦課の正當視せら  
れ容易に徵收し得べき財源を得て、道路工事の進捗を圖るよ  
り外途ないことは、何人も感ずる所であつて、道路法に於て  
も此點に着眼して、第三十九條に道路工事に因る受益者負擔  
の規定を設けて居るが、折て此規定を應用するに方つて、如  
何なる方法に依つて、賦課するのが適當であるかは、當局者の  
常に困難を感じる所であつて、其の方法に就いては屢々本紙  
にも論せられたが、今回復興局長官々房計畫課で全國各市の  
規定に付きて調査した所に依ると大要左の如きものである、  
其の規程の一部分は本紙に登載したものもあつて、重複の嫌  
はあるが便宜の爲再録することとした(たノ字)

### 第一 受益者負擔規程を制定せるもの

東京市 大阪市 京都市 函館市 前橋市 高崎市

松本市 豊橋市 関崎市 四日市市 岐阜市 磐山  
市 門司市

## 一覽表

(注意)

右の内四市市は特定路線の道路工事に付てのみ適用すべき規程を制定せり

## 第二 受益者負擔規程を以下

## 立案中のもの

釧路市 堺市 宇和島市 松山市 一宮市 川崎市 尼崎  
市 高知市

## 第三 受益者負擔規程を制定せず

## 實際上同様の効果を收め居るもの

八幡市 若松市(福岡縣) 福岡市 宇都宮市 上田市 室蘭  
市 佐賀市

## 第四 受益者負擔を課すべき事業

大阪市

東京市 函館市

○道路新設擴築  
○道路鋪裝

○道路新設擴築  
○道路鋪裝

○道路新設擴築  
○道路鋪裝

市名	公布期日	施行期日	工事種類
東京市	大正二十年十月七日	大正九年年度分より	側溝
大阪市	大正十二年八月二十七日	大正十二年八月二十六日	鋪装
京都市	大正十三年三月七日	大正十二年八月二十六日	新設、擴築鋪装
函館市	大正十二年八月七日	大正十二年八月二十六日	新設、擴築鋪装
前橋市	大正十一年七月二十六日	公布の日より	新設改築
高崎市	大正十二年四月十七日	公布の日より	新設改築
松本市	記載なく不明	(修繕を除く)	(修繕を除く)
豊橋市	大正十三年五月二十三日	公布の日より	道路及附屬物の新設 改築又は鋪装
岡崎市	大正十三年十月七日	公布の日より	道路工事
四日市市	記載なく不明	大正十二年四月一日より	道路新設
岐阜市	大正十二年六月二十一日	公布の日より	(修繕を除く) 道路工事
岡山市	記載なく不明		(修繕を除く) 道路工事
門司市			(修繕を除く) 道路新設擴築 鋪装(新設 小修改)
道路工事			(修繕を除く) 道路新設擴築 鋪装(新設 小修改)

○道路に関する工事 岡崎市

○道路新設(特定道路工事) 四日市市

○道路新設改築修繕鋪装 岡山市

○道路及附屬物の新設改築又は鋪装 豊橋市

○側溝工事 東京市

B 鋪装工事

○道路境界線より奥行二十間以内の地域

東京市 函館市

C 附屬物(側溝)工事

○側溝の道路對側縁に接する土地

東京市

## 第五 受益區域

A 道路新設擴築修繕(小修繕を除く)工事

○道路境界線より奥行二十間以内の地域

大阪市 前橋市 松本市 豊橋市

○道路境界線より奥行二十米突以内の地域

岡崎市

○道路幅員の二倍五分以内の地域

高崎市

○道路境界線より三十間以内の地域

四日市市

○道路幅員の五倍以内の地域

京都市

○道路境界線より奥行十五間以内の地域

岡山市 門司市

## B 側溝工事

四日市市

○土地所有者のみを受益者と規定するもの

東京市

## 第七 負擔金を賦課せざるもの

(二項以上に該當するものあり)

○國又は公共團體に對して課せずと規定するもの

東京市 松本市 岐阜市 岡崎市 四日市市

○國又は公共團體に對して課せざることあるべしと規定するもの

大阪市 函館市

○府縣市區町村其の他公共團體に對して徵收せざることあるべし國に對して費用を負擔せしむる場合は其の際決定することに規定せるもの

豊橋市

○國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地に課せずと規定するもの

前橋市 高崎市 岡山市

○神社寺院祠宇佛堂の境内地教會所說教所の構内地（工事竣工の日より存續期間十年以上の地上權質借權を設定せる有料借地を除く）に負擔を課せずと規定するもの

前橋市 高崎市 岡山市

○神社寺院祠宇佛堂の境内地教會所說教所の構内地敷地其の他公用又は公共の用に供する土地（有料貸地又は他の目的に使用する土地を除く）の權利者に對して負擔金を免除すと規定するもの

東京市 松本市 岐阜市 豊橋市

○前項の土地に對して免除することあるべしと規定するもの

大阪市 函館市

○社寺敷地及墳墓地に課せずと規定するもの

岡崎市 四日市市

○無租地にして公用又は公共の用に供するものに課せずと規定するもの

京都市

○所定の免除地の外市長の指定する土地にも課せずと規定するもの

松本市 岐阜市 岡崎市

（注意）特定の土地又は場合に負擔金を賦課せず又は減免するも他の受益者の負擔額に増減を及ぼすことなき旨を特に規定するものあり

## 第八 負擔金の減免

(二項以上に該當するものあり)

- 同一の土地にして二箇以上上の道路の負擔を爲すべき關係あるとき

東京市 大阪市 京都市 函館市 前橋市 高崎市 松

本市 豊橋市 岐阜市 岡山市 門司市

- 附近の地形又は土地利用の状況に依り斟酌するの必要あるとき

東京市 函館市 前橋市 高崎市

- 市長に施て適當と認むる工法に依り工事を施行して之を寄附したるとき

京都市 松本市 豊橋市 岐阜市

- 工事費を寄附したるとき
- 土地、物件、勞力、金錢を寄附したるとき

大阪市

- 土地、物件、勞力、金錢を寄附したるとき
- 市長に於て特別の事情ありと認むるとき

五迄増徴す

岡崎市

## 第九 負 擔 額

○間口一間當負擔標準額 (當該街路の平均一坪當豫算工費に一定の係數を乗じて定む) に基

- き沿道土地の沿道間數、坪數及地位に應じて定む

東京市(鋪装)

- 間口一間當精算工費の三分の一に土地の間口の長を乘し定む

東京市(側溝)

- 工事費の二分の一とす

大阪市

- 道路の片側に於て工事費の四分の一以内とす

京都市 松本市 豊橋市 岐阜市

- 道路の片側に於て工事費の六分の一以内とし幅員六間以上の道路に在りては幅員六間の道路の負擔額と同額に止む

函館市

- 工事費の十分の三以内とし特別の事由あるときは十分の二分の一以内

## 岡崎市

○新設鋪装は工事費の四分の一、改築大修繕は五分の一とし幅員六間以上の道路は幅員六間の負擔額と同額に止め、道路改築の平均幅員が舊道路の平均幅員の三倍以上なるときは之を新設と看做す

## 岡山市

○新設鋪装は工事費の三分の一擴築（在來道路平均幅員の三倍以上の幅員に擴築するものは之を新設と看做す）は

## 工事費の四分の一

○新設鋪装は工事費の三分の一擴築（在來道路平均幅員の三倍以上の幅員に擴築するものは之を新設と看做す）は

## 工事費の四分の一

## 門司市

## 第一〇 負擔金額決定方法

○間口一間當負擔標準額に基き沿道土地の沿道間數坪數及地位に應じて定むるもの

## 東京市（鋪装）

○間口一間當精算工費の三分の一に土地の間口の長を乘じて定むるもの

## 東京市（側溝）

○各路線を土地の状況に依り適當に區分し其の區分に依り受益區域を一箇又は數箇の負擔區と爲し該當區分内の工

○隣接地域を二地帶に分ち各地帶別に工事費負擔歩合を定

事費に付其の區の負擔額を定め其の負擔額の半額を路線

に接する土地の長に比例し他の半額は土地の面積に比例して定む

## 大阪市

○利益を受くる厚薄に依り受益區域を道路に並行し一箇又は數箇の地帶に分ち道路に接する地帶に在りては半額を間口の長さに半額を面積に比例して定め他の部分は面積に比例して定む

## 京都市

○負擔區を分たずして半額を長さに半額を面積に比例して定む

## 函館市 前橋市 高崎市 岡山市

○負擔額の三分之二を長さに三分の一を面積に比例して定む

## 松本市

○土地の状況に依り一箇又は數箇の負擔區に分ち各負擔區に負擔金を適當に配分し土地の面積に比例す但し負擔金の二分の一以内を道路に接する土地の長に比例すること

## あり

## 岡崎市

め此の歩合に基き面積に應じて課す

四日市市

- 負擔金の五分の三を長に五分の二を面積に比例して定む  
門司市

- 土地の状況に依り負擔區を分ち負擔額の三分の二は間口の長さに三分の一は面積に比例して定む。

豊橋市

## 第一一 負擔金賦課方法

- 工事竣工の日現在の受益者より豫算額に依り徵收するもの

東京市

- 工事着手の日迄於ける受益者より豫算額に依り徵收するもの

大阪市 京都市 (豫算額と精算額に差異を生じたるときは精算額に依り追徵還付す)

函館市 松本市 岡崎市  
門司市 豊橋市 岐阜市

- 工事竣工の日現在の受益者より決算額に依り徵收するもの

前橋市 高崎市 岡山市

○規程施行期日現在の受益者より決算額に依り徵收す但し決算終了前に在りては豫算額に依る若し決算額と豫算額と異なる場合は決算後開始すべき納期の負擔金に於て精算處理す

四日市市(向ふ十ヶ年徵收)

## 第一二 負擔金徵收方法

- 一時徵收を原則とし相當の利子を附し五ヶ年以内の分納を許可することを得るもの

東京市 函館市

- 一時徵收を原則とし年一割の利子を附して三ヶ年以内の分納を許可することを得るもの

大阪市

- 一時徵收を原則とし五年より長からざる期間に於て分納を許すもの

京都市

- 一時に徵收を原則とし特別の事由ある場合に三年以内のもの

分納を許可することを得るもの

高崎市

大阪市 京都市 前橋市 高崎市 岡崎市 豊橋市 岐

○一時徴収を原則として場合に依り分納を許可することあるべしとするもの

松本市 岡山市 岐阜市 門司市

○不明なるもの(公布期日記載なし)

松本市 四日市市 岡山市 門司市

○週及して適用せざるもの

○徴収の期日は別に市長之を定むるもの

岡崎市

### ◎永代橋基礎潜函進水式

○十ヶ年間分割徴収するもの  
四日市市、  
○當該工事の年度割内に於て分納を許可することあるべしとするもの

豊橋市

(注意)○分納を認むる場合には其の分納期間内に権利者(受益者)に異動ありたるときは其の権利の取得者(新受益者)より残額を徴収するの規定あるものあり

○分納に付ては擔保又は保證人を要件とするものあり

### 第一三 邇 及 敷

○遡及して適用するもの

東京市 国館市

を告げたから同月二十日午前十時を下し、同所に於て之が潜

函の進水式を挙行した、此日師走の河風は身に凍みたが若

規内務大臣、片岡政務次官、直木復興局長官以下各當局者並

内務省、東京府内其の他の各方面の内外人士數百名參加して盛

況を極め、午前十一時十五分の潮時を圖り若規内務大臣は手

斧を持つて一擊繫綱を切斷すれば、満飾を施した長さ八十呎

幅二十呎の潜函は静かに移動して、隅田川に其の巨軀を浮べ

一同歡喜して萬歳を三唱し附近の船艇は一勢に汽音をあげて和し、其の成功を祝福した。本橋梁に要する潜函數は、橋臺用二個、橋脚用二個合計四個であつて、其の最初の進水作業が叙上の如く違算なく行はれたるは當局者以下從事員の士氣を鼓舞し工事の進捗上に大なる效果を與ふるは言を俟たない所である。潜函の工法等は左の通りである。

### 一 潜函の寸法其他

潛函の寸法 幅二拾呎、長さ八拾呎、沈下豫定深さ平均水位

下約九拾呎

所要數 橋臺用二個、橋脚用一個、計四個

外装 木製函

二 施工順序 内部割石入混泥土、外部鐵筋混泥土

外 裝

潜函全長の内橋脚に對しては下部貳拾貳呎を藏

前所在進水機橋上に於て組立て、進水後永代橋現場に曳航の上現場に沈下せしめ、逐次上部の組立を爲す。橋臺に對して下部上部を通して永

代橋畔現場にて施工す。

中 詰

潜函中詰混泥土は河中に組立てたるアイラン

ド・プラットホーム上に混泥土操作機械を据付け材料の搬揚混合及配給を行はしめ施工するものとす。

沈

下 中詰の進捗と同時に機械臺船（百五十噸鐵船二隻）に据付けたる壓搾空氣機械装置により壓搾

空氣を潜函底部に送り沈下作業を開始す。

三 現 場 設 備

置場 材料置場 五ヶ所

詰所 一ヶ所

倉庫 二棟

(ロ) 電力設備

電氣動力は東京電燈株式會社より購入し（潜函沈下作業中は寸時も停電するを許さざるを以

て)全く異りたる送電系統たる龜井戸早稻田の壘  
変電所より配電せしむることとし別に復興局變  
電所を永代橋東岸に新設し左の如く變壓せしむ

原 壓

第一次低下 一一〇〇〇ボルト

第二次低下 三〇〇〇ボルト

第三次低下 一一〇ボルト

一 電 燈 二五馬力(1〇〇ボルト)

總計電力 一〇八〇馬力

一臺

混凝土用バケツト

一個

一 混凝土機械

八〇馬力モーター付(1〇〇ボルト)

一臺

二五馬力モーター付(1〇〇ボルト)

一個

### (八) 潛函工事用諸機械及其動力量

#### 一 空氣壓搾機

容量一、三〇〇立方呎每分一〇〇馬力セータ一付

(1〇〇ボルト)二臺

同 三〇〇立方呎每分七五馬力モーター付

(1〇〇ボルト)一臺

#### 一 空氣冷却器

#### 一 空氣タンク

#### 一 エヤーロツク

#### 一 掘 揚 機

五〇馬力モーター(1〇〇ボルト)

八〇馬力モーター(1〇〇ボルト)

土砂搬出用バケット

六個

五 工程延日數豫定

#### 四 潜函作業勞働時間表

氣壓(每平方吋封度)	連續勞働時間	回數	休憩時間	總計勞働時間
0——18	4	2	2	8
18——26	3	2	1	6
26——33	2	2	2	4
33——35	1	2	3	B
39——44	2	1	4	2
44——48	1	1	5	1
48——56	3	1	6	C
	4		4	

一 潛幽一部組立

二十日間

一 進水運搬沈下準備

五 日間

一 外裝中詰沈下

四十五日間

一 橋脚準備

七十五日間

計

六 作業員衛生設備

五日間

潛幽内作業員は特に健康なるを要し、その年齢は十八歳乃至四十歳たるを可とし潜幽(急性關節炎の類)を惹起し易き者は勿論、普通健康者と稱せらるるも潛幽内作業に不適當なる者あるを以て身體検査は帝國大學附屬病院物理學療法研究室に依頼して徹底的に施行することとなせり。作業現場に於ては暖房、浴室を設け宿舎を貸與し、充分保健に注意すると共に一方ホスピタルロット(療養用閑室)を設置し當時醫師を出張せしめ發病者には充分の手當をなす計畫をなせり。(完)

× × × ×

## ○ 東美濃の一角より

舊臘來の快晴は新歲を迎ひて愈々天空清澄、地上亦屠蘇の香彌高し。一月五日路政事務を帶びて國有鐵道中央線大井驛下車、矢矧軌道に據り一時間にして惠那郡岩町に至る。同町は所謂東濃に於ける都會の一に屬し、古來より長野縣下及愛知縣三河方面との交渉繁きも此の間に一の峠あり、幅員相當大なれども急屈曲は延いて一般の交通就中數百萬貫の木材類等の搬出に不便在り未開の竇庫は依然として閉鎖の儘なるを以て、地方人士の本峠改修を熱望するや久しきものあり。縣當局に於ても既に之が實測を終へ起工の機熟せども本道路は所謂木曾御料林内を縱走せるが爲之を改善するには必ず此の地内を切り盛りせざるべからず仍て屢々林野當局と折衝を重ねるも其の快諾を得ず爲に止むなく新に路線の開擇を要すと。道路の改良は林野には不要なりや……(小兵衛)